新市まちづくり計画の策定方針について

新市.まちづくり計画の策定方針について、次のとおり提案する。

平成15年5月15日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・ 愛東町・湖東町合併検討協議会 会 長 中 村 功 一

記

新市まちづくり計画の策定方針については、別紙のとおりとする。

新市まちづくり計画の策定方針

新市まちづくり計画(市町村の合併の特例に関する法律に基づき作成する「市町村建設計画」) は、合併市町の将来のまちづくりに関するビジョンを住民に提示するとともに、新市のマスター プランとしての役割を果たすものです。策定にあたっては、次のような方針で臨むものとします。

この計画は、合併関係市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指して策定します。

この計画は、合併関係市町の総合発展計画の内容や精神を十分検討しつつ、新市の広い視点にたって策定します。

この計画は、ソフト、ハードの事業を盛り込みながら、将来を見据えた長期的視野にたって策定します。

この計画は、シンポジウムの開催、住民アンケートの実施などにより、住民意識の 把握に努め、住民の意見が反映するよう策定します。

この計画における新市の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営を行うよう策定します。

この計画のより詳細かつ具体的な内容については、合併後、新市において策定する総合発展計画などに委ねます。

計画の構成

この計画は、新市のまちづくりを進めていくための「基本方針 、基本方針を実現していくための「主要施策」、「公共的施設の整備統合」および「財政計画」を中心に構成します。

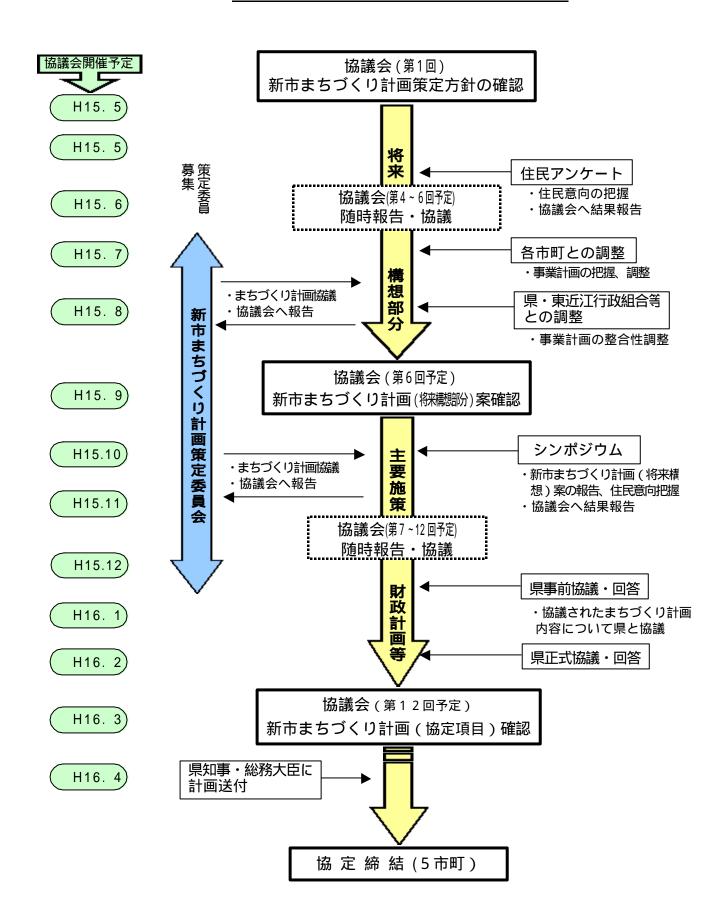
計画の期間

この計画における主要施策、公共的施設の整備統合および財政計画は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く10年度間にかかるものとします。

計画策定の体制

この計画の策定については、合併協議会規約第15条の規定に基づく附属機関として「新市まちづくり計画策定委員会」を設置し協議のうえ、合併協議会で決定します。

新市まちづくり計画策定手順



市町村の合併の特例に関する法律

新市まちづくり計画にかかる記載の抜粋

(新市建設計画の作成及び変更)

- 第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。
 - 1 合併市町村の建設の基本方針
 - 2 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根 幹となるべき事業に関する事項
 - 3 公共的施設の統合整備に関する事項
 - 4 合併市町村の財政計画
- 2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、 直ちに、これを総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなけ ればならない。

(以下省略)

(地方債の特例等)

- 第11条の2 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。
 - 1 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために 行う公共的施設の整備事業
 - 2 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整 備事業
 - 3 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立て

(以下省略)

先 進 地 の 事 例

策定方針

名称	篠山市 (兵庫県篠山・西紀・丹南・今田町)	西東京市 (東京都田無 保谷市)	東かがわ市 倭川県引田 ·白鳥 ·大内町)
期合 日併	平成11年4月1日	平成13年1月21日	平成15年4月1日
計画の趣旨	南町、今田町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定してその実現を図ることにより、4町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。	め、これに基づく建設計画を でより両に をでは では では では では では では では では では では では では で	新市建設計画は、引田町、白鳥町、大内町の合併後の新市を建設計画は、引田町、主建設により、大内町の合併後の新を定めるとともに、これの実現を図るのでは、当時では、地域のさらのでは、地域のです。のでは、地域のです。のでは、は、新市においては、新市においては、新市においてに表します。
計画の構成	本計画は、新市を建設するための基本方針、基本方針を実現するための施策、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成する。	本方針」、その基本方針の実現に	本計画は、新市を建設していく ための基本方針、基本方針を実現 するための主要事業、公共的施設 の統合整備及び財政計画を中心と して構成します。
計画の期間	各施策における主要事業及び財政計画は、平成11年度から平成20年度までの10ヶ年に係るものとする。		本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成15年度から平成24年度までの10か年に係るものとします。
その他	あたっては、21世紀を展望した長期的視野に立つものとする。	金、地方債等の依存財源を過大に 見積もることなく、健全に財政運 営を行うことを基本としていま す。また、行政運営に支障のない	新市建設の基本方針を定めるに 当たっては、将来を見据えた長期 的視野に立つものとします。 また、新市の財政計画について は、健全な財政運営に努め、地方 交付税、国や県の補助金、地方債 等の依存財源を過大に見積もるこ とのないようにするものとしま す。

計画骨子

	H H J		
名称	篠山市 (兵庫県 篠山 西紀 丹南 今田町)		東かがわ市 倭川県 引田 ·白鳥 ·大内町)
建設計画内容	序論 1 .合併の必要性 2 .計画策定方針	序論 1 .合併の必要性 2 .計画の策定方針	序論 1 .合併の必要性 2 .合併に向けての留意点 3 .計画の策定方針
	新市の概況 1 .位置と地勢 2 .気候 3 .面積 4 .人口と世帯	市の概況 1.位置と地勢 2.気候 3.面積 4.人口	新市の概況 1.新市の概況 2.広域圏における位置付け 3.地域の特性と課題
	主要指標の見通し 1 .人口 2 .世帯	主要指標の見通し 1.人口 2.世帯	主要指標の見通し 1.人口 2.世帯 3.就業人口
	新市建設の計画方針 1.新市の将来像 2.新市建設計画の基本方針 3.土地利用及び都市構造 4.地域別整備の方針	新市建設の計画方針 1.新市建設の基本理念 2.新市の将来像 3.将来像を実現するための 基本的な考え方	新市建設の計画方針 1.新市の将来像 2.新市建設の基本方針 3.新市の都市構造
	新市の施策 1.教育・文化の充実 2.産業の振興 3.健康・福祉の充実 4.生活環境の整備 5.都市基盤の整備 6.連携・交流の促進	新市の主要施策 1.地域の中で支えあう福祉のまち 2.環境にやさしく美しいまち 3.若者を育てるまち 4.安全で快適なまち 5.さまざまな産業が育つまち 6.市民が参加する活力あるまち	新市の主要施策 1.個性とうるというでは、のあるまででは、ののでは、1、1のでは、1
	県事業は 新市の施策に含まれる。	新市における東京都事業の 推進	新市における香川県事業の 推進
	公共的施設の適正配置と整備	公共施設の統合整備	公共施設の統合整備
	財政計画 1 .歳入 2 .歳出	財政計画 1.前提条件 2.歳入 3.歳出	財政計画 前提条件・歳入・歳出
期計間画	平成11年度~20年度	平成13年度~22年度	平成15年度~24年度